

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

洞爺湖町は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険における事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を別途締結している。

## 評価実施機関名

洞爺湖町

## 公表日

平成27年6月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>洞爺湖町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、被保険者の資格管理、被保険者証の交付、保険料の賦課及び徴収、要介護認定並びに保険給付に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実の審査に関する事務。 ②被保険者証又は認定証に関する事務。 ③介護給付、予防給付又は特別給付の支給に関する事務。 ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申に係る事実に係る事実についての審査に関する事務。 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定変更申請の受理、その申に係る事実に係る事実についての審査に関する事務。 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の特例申請の受理、その申に係る事実に係る事実についての審査に関する事務。 ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑧保険給付の支払いの一時差止めに関する事務 ⑨保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険料の特例に関する事務。</p>
③システムの名称	介護保険システム、情報提供ネットワークシステム、庁内連携システム、住民基本台帳システム、宛名システム、中間サーバー、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第68項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第93、94、95項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康課
②所属長	福祉健康課長 皆見 亨
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	洞爺湖町（総務部総務課管財・情報グループ）虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	洞爺湖町（総務部総務課管財・情報グループ）虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

